

509.1-Ko26ウ



1200500744641

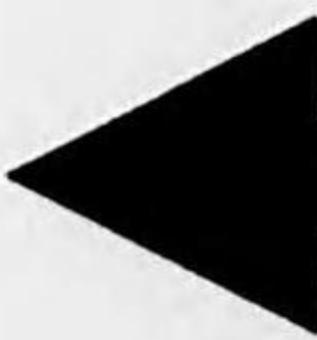
509.
10.26

新經濟體制大綱
一業協同體體制要綱

工業組合中央統制協議會編

03
1 2 3 4 5 6 7 8 9 16mm 1 2 3 4
80mm

始



93
360

新經濟體制大綱
工業協同體體制要綱

工業組合中央統制協議會

509./
K026

我國工業の綜合的聯絡統制を圖り以て産業の總能力發揮と國民經濟の圓滑なる運營に資する爲め、昭和十五年六月我が工業組合中央會に於ては工業組合中央統制協議會を創設し其の新經濟體制準備委員會に於て新經濟體制の討究に當り、同年十一月の總會に於て『新經濟體制大綱』の決定を見、更に該大綱に基き工業協同體體制の業種別及び統制等につき各部會を開いて審議を重ね、遂に昭和十六年二月『工業協同體體制要綱』を決定するに到了た。茲に政府の決定發表せられたる『經濟新體制確立要綱』も亦大體に於て本會の太
と其の軌を一つにするものと考へられるが、時局の進展に伴ひ、結局本會の要綱の示唆するところに歸著することが眞に經濟新體制を達成する所以であると信じ、茲に纏めて之を印刷に付し一般の参考に供することとした次第である。

昭和十六年二月

工業組合中央統制協議會

目次

| | |
|--------------------|----|
| 新經濟體制確立の基本方針 | 一 |
| 新經濟體制の組織要綱 | 一 |
| 第一 新經濟體制の原則的組織 | 一 |
| 第二 新經濟協同體體制の組織方針 | 三 |
| 第三 新經濟協同體の組織と工業協同體 | 四 |
| 工業協同體體制要綱 | 五 |
| 第一 工業協同體の業種別 | 五 |
| 第二 工業協同體の統制 | 六 |
| 經濟體制の組織要綱圖解 (1) | 七 |
| 經濟體制の組織要綱圖解 (2) | 八 |
| 經濟協同體會議の組織要綱圖解 (3) | 九 |
| 工業協同體體制要綱 | 一〇 |
| 纖維工業協同體體制要綱 | 一〇 |
| 第一 纖維工業協同體の業種別 | 一〇 |

| | |
|----------------------|----|
| 第二 織維工業協同體の統制 | 四 |
| 第三 織維工業協同體による整理統合 | 五 |
| 金屬機械工業協同體體制要綱 | 六 |
| 第一 金屬機械工業協同體の業種別 | 六 |
| 第二 金屬機械工業協同體の統制 | 七 |
| 第三 金屬機械工業協同體による整理統合 | 八 |
| 化學工業協同體體制要綱 | 九 |
| 第一 化學工業協同體の業種別 | 九 |
| 第二 化學工業協同體の統制 | 十 |
| 第三 化學工業協同體による整理統合 | 十一 |
| 食料品工業協同體體制要綱 | 十二 |
| 第一 食料品工業協同體の業種別 | 十二 |
| 第二 食料品工業協同體の統制 | 十三 |
| 第三 食料品工業協同體による整理統合 | 十四 |

新經濟體制大綱

現下我國新體制の確立は、世界史的發展の必然的動向を把握して、肇國の大精神に基く國是を完遂せんとするにあらが故に、新政體に即應すべき新經濟體制は、現下の世界政局に對處すべき高度國防國家の建設を緊急の目的とするものでなければならぬ。従つて此の重大なる國家的任務を分擔遂行すべき新經濟體制の要是、自律的責任と創造的建設の機能に基き、最大の國家經濟性と最高の生産能率を發揮せしむべき產業組織を整備確立するに在る。

新經濟體制確立の基本方針

- 一、普遍徹底せる經濟統制の達成を期し、大經濟圏を目指して、從來の農業、工業、商業等の區別に囚はれず、生産、配給及び消費を一貫したる體制を確立すること。
- 二、內在的なる經濟統制の完遂を期し、生産協同體體制を基本とする經濟協同體體制を確立すること。
- 三、工業に關する新體制としては、大工業と中小工業とに於て別個の體制を採るべきではなく、同一の系統的な協同體體制に綜合さるべきこと。

新經濟體制の組織要綱

第一、新經濟體制の原則的組織

- 一、生産、配給、消費の三大部門に分ち、協同體體制を確立する。
- (イ) 生産協同體體制には、農、林、水產、礦、工業が新しく組織化され、大體農林業關係と礦工業關係とに大

別し、業種別組織の一貫を本體とする。

(ロ) 配給協同體體制には、商業關係が新しく組織化される。尤もそのうち原料資材、半製品等の如き生産過程に入るべきものゝ配給は、生産部門に屬せしめ、尙最終消費者に對する配給も、其の一部は生産部門に關聯せしめる。

(ハ) 消費協同體體制には、最終消費者の純消費に關するものは一般に産業として見るべくものでないから之を除き、旅館業、飲食業等並に演劇、映畫、其の他の興業物關係が新しく組織化される。尤もその一部は生産部門に關聯せしめる。

二、金融、交通及び貿易の部門は別に協同體體制を確立する。

(イ) 銀行、保険、信託、無盡其の他の金融業並に取引所、證券業等を、業種別體制に組織化する。

(ロ) 海、陸、空の交通運輸業及び觀光業等も業種別體系に組織化する。

(ハ) 貿易業は、商品別及び地域別の協同體體制に組織化する。尤も特に生産部門に關聯せしめる。三、各部門乃至各產業別協同體に於ける經濟統制は其の機關を通じて一元的に實施され、各中央會を縱横の統制中樞機關とする。

四、各種協同體相互の横の聯絡統制に付ては道府縣別又は地區別に經濟協同體會議を設ける。(必要に應じ市にも會議を設くことを得)

(イ) 道府縣別會議は道府縣當局、道府縣區域内の各協同體中央會地方支部並に道府縣聯合協同體及び道府縣地區單位協同體の代表者を以て組織する。

(ロ) 地區別會議は地區内の各道府縣當局及び各道府縣別會議の代表者(又は地區内の協同體中央會支部並に道府縣聯合協同體の代表者)を以て組織する。

府縣聯合協同體及び各道府縣地區單位協同體の代表者)を以て組織する。

(ハ) 會議はすべて理事機關と事務局とを持つものとする。

五、中央に最高機關として帝國經濟會議を設ける。國の計畫經濟の立案に參畫し、經濟統制實施の中樞機關たしめる。

(イ) 帝國經濟會議は政府當局及び新政體的關係機關の代表者並に各經濟協同體中央會の代表者を以て組織する。必要に應じ、顧問、參與及び専門委員等を置く。

(ロ) 理事機關は政府の關係各省大臣及び各經濟協同體中央會長を以て構成する。

(ハ) 事務局と共に各研究調查機關を設ける。

第二、新經濟協同體體制の組織方針

一、企業形態に依つて別個の體制を探らざること。

新しき經濟協同體體制は、當然に現行の各種組合法の改廢を伴はねばならぬ。苟も業者はすべて何れかの協同體に加入すべきものとせられる。また企業形態の大中小に依つて系統的組織を異別にすることなく、一貫せる協同體組織に統合されねばならぬ。勿論これは大企業と中小企業とを全然同一に取扱ふと云ふ意味ではなく、各企業の機能を明かにして其の特質を發揮せしむべきは云ふまでもない。

二、構成の範圍を所謂協同體の名稱に依るものに限定せざること。

總ての產業が協同體體制を採ると云ふことは、直ちに總ての產業が劃一に所謂協同體の名稱に依らねばならぬと云ふことではない。產業の性質上、或は其の發展の過程上、それ自身所謂協同體組織を直ちに採らないものにても、新協同體體制に統合されることが要請される。從つてかかる當業者團體及び之に準するもの、例へば一部の

カルテル及び有限會社等の如きものと雖も、新しき協同體體制にはその構成員たるべきであつて、一貫せる經濟機構に統制されねばならぬ。

三、經濟協同體は業種別に組織すること。

新しき經濟協同體は業種別に組織することを原則とする。但し生産部門に於ける原料資材の配給を主目的とする統制機關等は、其の性質上物資別なるも、之は各業種と關聯するものなるが故に、關係各業種別協同體の機構に緊密に聯繫せしめる。

四、官業及び特殊會社は經濟協同體體制に參加せしむること。

一般に官業及び特殊銀行、特殊國策會社等は、綜合的國策に基く計畫經濟の達成の爲に、新經濟協同體體制に参加せしめる。唯其の參加の程度は事業の性質等に鑑み、必ずしも一定せしむる必要はない。緊密に聯繫する機構を確立すればよい。

第三、新經濟協同體の組織と工業協同體

一、協同體の產業別

(イ) 生產協同體に於ては之を(一)「農業」と(二)「工業」との二つの產業に大別し、前者は農業、林業、水產業を、後者に工業、鑛業及び動力關係事業を所屬せしめる。
(ロ) 配給協同體に於ては其の性質上別に產業別を設ける必要がない。
(ハ) 消費協同體に於ても其の性質上別に產業別を設ける必要がない。

二、協同體の組織

(イ) 單位協同體は(一)原則として同一市町村又は數市町村地區内に於ける同一業者を以て組織するが、(二)業

種の性質上道府縣を單位とするもの及び(三)全國を單位とするものもある。

(ロ) 市町村單位協同體は道府縣別に聯合協同體を組織する。

(ハ) 道府縣聯合協同體は、必要に應じ全國を七乃至十のブロックに分ちたる地區別聯合協同體を組織することを得る。

(ニ) 道府縣聯合協同體は全國聯合協同體を組織する。

三、協同體の機關

(イ) 各產業の中央會は全國聯合協同體、數府縣地區聯合協同體及び全國單位協同體並に中央會道府縣支部を以て組織する。

(ハ) 中央會其の他各協同體はすべて理事機關及び事務局を持つものとする。

四、工業協同體

從來原料資材の配給統制機關が物資別に組織され、然かも同一機能が組合と統制會社との双方によつて營まれる等、錯雜せる結果として、工業組合の加入關係繁雜を極め、生産力の擴充乃至統制の徹底上遺憾とせられた實情に鑑み、すべて工業協同體は業種別協同體として統制機關となり、特殊の物資については、別箇の統制機關等に一元化して、之をして關係業種別協同體に對して原料資材配給の任に當らしめる。

工業協同體體制要綱

第一、工業協同體の業種別

一、単位協同體に於ける業種別は(一)基本業種別と(二)部分業種別とする。

(イ) 基本業種別は適宜市町村若くは數市町村地區、道府縣、數府縣地區又は全國を單位とする。

(ロ) 部分業種別は適宜市町村若くは數市町村地區、又は道府縣を單位とする。

二、聯合協同體に於ける業種別は基本業種と部分業種との綜合に成るもの又は二以上の基本業種にして密接なる關聯を有するもの、聯合に成るものとする。

共に適宜道府縣、數府縣地區又は全國を地域とする。

第二、工業協同體の統制

工業協同體は原料資材の配給其の他の統制機關として一元的統制に當るものとする。

一、業者の統制

(イ) 業者は原則として一協同體に所屬するを以て足るものとする。

(ロ) 業者にして二種以上の業種を營むものは(一)其の主要なるものに關する協同體に所屬するを以て足るものとするも、(二)業種の性質上一種を以て代表し得ざる場合は、夫々二種以上の協同體に所屬するものとする。

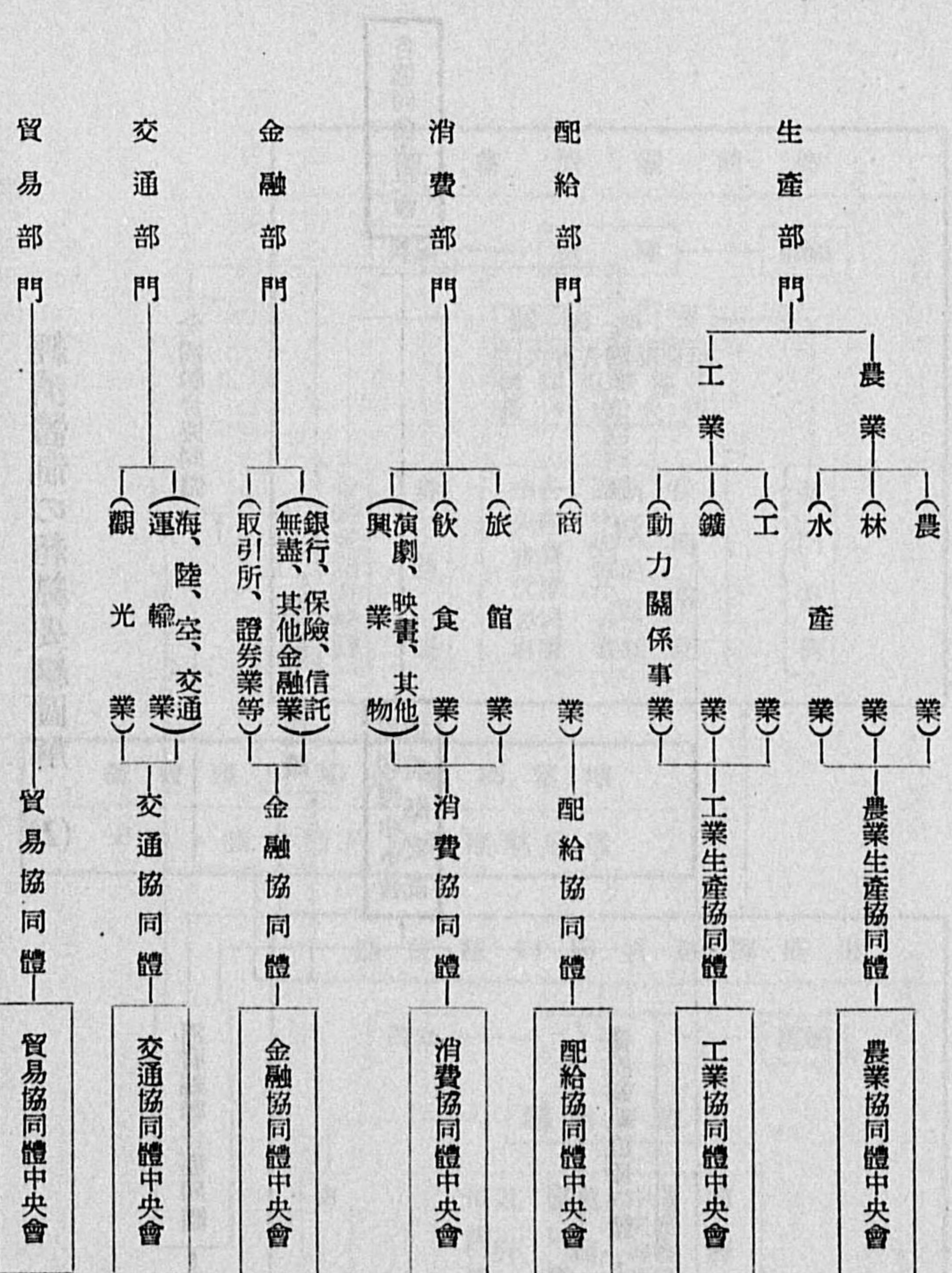
二、協同體の統制

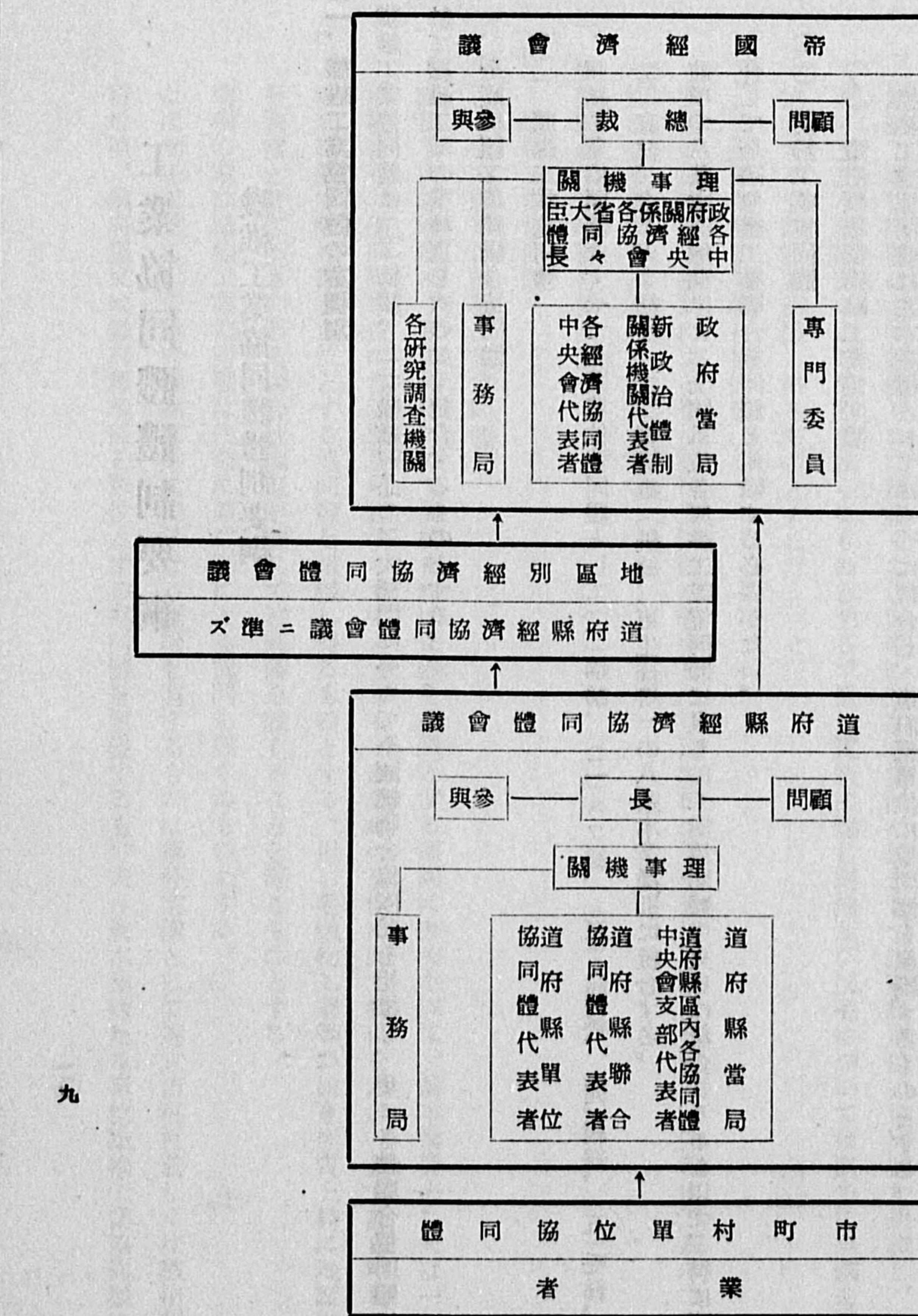
(イ) 協同體の縦の統制は原則として道府縣協同體又は聯合協同體を通じ一貫的に中央會に於て統轄されるものとする。

(ロ) 協同體の横の統制は中央會及び同支部に於て一元的に統轄されるものとする。

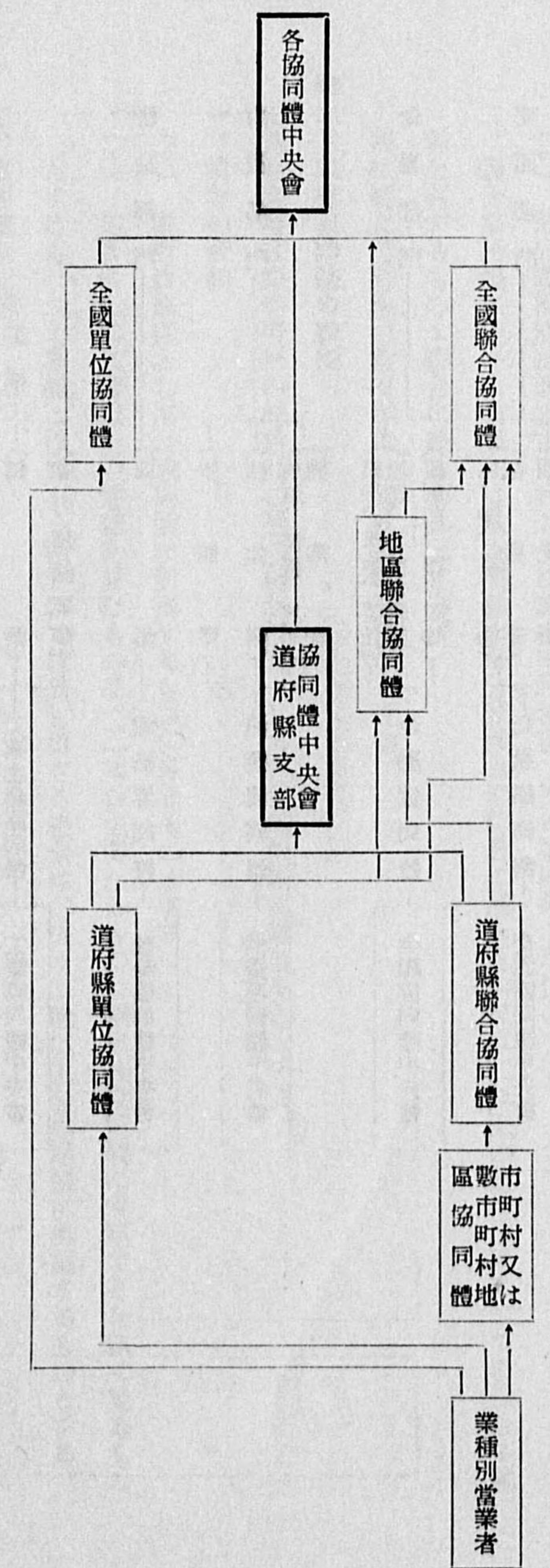
三、重要な特殊の物資については、別個に配給の統制機關を設くことを得。

經濟體制の組織要綱圖解 (1)





經濟協同體會議の組織要綱圖解 (3)



經濟體制の組織要綱圖解 (2)

工業協同體體制要綱

織維工業協同體體制要綱

第一、織維工業協同體の業種別

織維工業協同體は（一）紡績、（二）織維製品の二大部門に分ちて全國總聯合協同體を組織し、更に各總聯合協同體に於て織維工業の業種別を次の如く統合するものとする。

一、全國紡績工業總聯合協同體

（一）原絲工業協同體

原絲工業協同體はすべて全國單位協同體として（一）綿絲、（二）スフ絲、（三）人絹絲、（四）絹絲、（五）毛絲、（六）麻絲、（七）ガラ紡絲、（八）雜纖維（紙絲、更生絲等）の八基本業種別に統合する。

前項の八基本業種別による全國單位各原絲工業協同體は直ちに工業協同體中央會に統合さるるを以て、特に聯合して全國原絲工業聯合協同體を組織する必要がない。

（二）撚絲工業協同體

（イ）道府縣單位撚絲工業協同體

撚絲工業協同體は基本業種としては一つに統合し、道府縣單位に協同體を組織するものとする。

（ロ）全國撚絲工業聯合協同體

前項の一基本業種別による道府縣單位撚絲工業協同體は聯合して全國撚絲工業聯合協同體を組織する。

（三）製綿工業協同體

（イ）道府縣單位製綿工業協同體

製綿工業協同體は（一）製綿、（二）絹綿、（三）反毛の三基本業種に統合して道府縣單位に協同體を組織し、内部に三基本業種別による部門を設くるものとする。但し實狀に應じ絹綿及び反毛については直ちに全國を單位とする協同體を組織し得るものとする。

（ロ）全國製綿工業聯合協同體

前項の三基本業種別による單位製綿協同體は聯合して全國製綿工業聯合協同體を組織し、内部に三基本業種別による部門を設くるものとする。

二、織維製品工業總聯合協同體

（四）織物工業協同體

（イ）道府縣單位織物工業協同體

織物工業協同體は、原絲關係に於て混紡または交織を必然とする傾向にあるを以て、基本業種としては一つに統合し、道府縣單位に協同體を組織するものとするも、產業地の事情に應じ特例を設け、適宜數市町村地區又は數府縣地區を單位とする協同體を組織し得るものとする。但し毛織物工業等の如き性質上特に地區別を適當とせざるものある場合は地區を離れて協同體を設くることを得るものとする。

前項の單位織物工業協同體は内部に原絲別による部門を設くるものとする。
なほ加工工業にして特に織物工業に密接なる關聯を有するものは部分業種として適宜市町村若しくは數市町村地區、道府縣又は數府縣地區を單位とする協同體を組織するも、夫々基本業種たる單位織物工業協同體に

綜合せらるゝものとする。

(ロ) 全國織物工業聯合協同體

前項の一基本業種別による道府縣單位織物工業協同體は聯合して全國織物工業聯合協同體を組織する。全國織物工業聯合協同體にも内部に同じく原絲別による部門を設くるものとする。

(五) 莫大小工業協同體

(イ) 道府縣單位莫大小工業協同體

莫大小工業協同體は基本業種としては一つに統合し、道府縣單位に協同體を組織するものとする。前項の單位莫大小工業協同體は内部に製品別による部門を設くるものとする。なほ加工工業にして特に莫大小工業と密接なる關聯を有するものは部分業種として織物工業協同體に準じて組織するものとする。

(ロ) 全國莫大小工業聯合協同體

前項の一基本業種別による道府縣單位莫大小工業協同體は聯合して全國莫大小工業聯合協同體を組織する。全國莫大小工業聯合協同體にも内部に同じく製品別による部門を設くるものとする。

(六) 纖維雜品工業協同體

(イ) 市町村單位又は道府縣單位纖維雜品工業協同體

纖維雜品工業協同體は基本業種としては一つに統合し、適宜市町村單位又は道府縣單位に協同體を組織するものとする。但し必要に應じ直ちに全國を單位とする協同體を組織し得るものとする。なほ加工工業にして特に纖維雜品工業と密接なる關聯を有するものは部分業種として織物工業協同體に準じて組織するものとする。

て組織するものとする。

單位協同體の内部に製品別による部門を設くる。

(ロ) 道府縣及び全國纖維雜品工業聯合協同體

前項の一業種別による市町村單位纖維雜品工業協同體は道府縣聯合協同體を、道府縣單位協同體と道府縣聯合協同體とは全國纖維雜品工業聯合協同體を夫々組織する。聯合協同體の内部に製品別による部門を設くるものとする。

(七) 織物製品工業協同體

(イ) 道府縣單位織物製品工業協同體

織物製品工業協同體は基本業種としては一つに統合し、道府縣單位に協同體を組織するものとする。前項の單位織物製品工業協同體は内部に製品別による部門を設くるものとする。

(ロ) 全國織物製品工業聯合協同體

前項の一基本業種による道府縣單位織物製品工業協同體は聯合して全國織物製品工業協同體を組織し、内部に製品別による部門を設くるものとする。

(八) 染色工業協同體

(イ) 道府縣單位染色工業協同體

染色工業協同體は(一)絲染(織物以外の纖維類を含む)、(二)織物染の二基本業種に統合し、織物染は之を(イ)手工染色(浸染、捺染、注染、絞染等)、(ロ)機械浸染、(ハ)機械捺染の三業種を包含するものとし、夫々道府縣單位に協同體を組織するものとするも、產業地の事情に應じ特例を設け、適宜市町村地區又は數府

縣地區を單位とする協同體を組織し得るものとする。特に機械浸染及び機械捺染は直ちに全國を單位とする協同體を組織し得るものとする。

なほ精練工業及び整理工業は部分業種として適宜市町村若しくは數市町村地區、道府縣地區を單位とする協同體を組織するも、夫々基本業種たる各單位協同體に綜合せらるゝものとする。

(ロ) 全國染色工業聯合協同體

前項の各業種別による道府縣單位、又は全國單位の各工業協同體は聯合して全國染色工業聯合協同體を組織する。

第二、纖維工業協同體の統制

一、業者の統制

- (イ) 業者は原則として一協同體に所屬するを以て足るものとする。
- (ロ) 業者にして數業種に涉り一貫作業を營むものは、二種以上の業種を營むものと同様と見做して、各業種毎に別個の協同體に所屬するを要し、各所屬協同體の統制に服するものとする。

二、協同體の統制

- (イ) 協同體の縦及び横の統制は順次廣地域の單位若しくは聯合協同體を通じ中央會及び同支部に於て一貫的且つ一元的に統轄されるものとする。
- (ロ) 協同體の内部に部門を設くる場合には、部門相互の統制は協同體自體に於て一元的に統轄するものとする。

三、輸出入の統制

- (イ) 原材料輸入の統制は原則として纖維工業協同體に於て擔當して、貿易協同體と密接なる聯絡をとるものとする。特に必要ある場合にのみ貿易協同體をして當らしめる。
- (ロ) 製品の輸出の統制は從來の機構及び運營に基き、纖維工業協同體若しくは貿易協同體に當らしめ、いづれも密接なる聯絡をとるものとする。

四、配給の統制

- (イ) 原材料及び半製品配給の統制は原則として纖維工業協同體に於て擔當して、關係生產協同體と密接なる聯絡をとるものとする。特に必要ある場合にのみ配給協同體をして當らしむることを得。
- (ロ) 製品配給の統制は從來の機構及び運營に基き、纖維工業協同體に於て擔當せるものを除き、之を配給協同體に於て當らしむるものとする。

第三、纖維工業協同體による整理統合

- 纖維工業協同體の確立により現在の纖維工業を整理統合し、以て計畫經濟の運營に適合せしめると共に生産力の擴充を達成せしめる。
- 一、整理統合の基本方針
 - (イ) 整理統合の目的は計畫經濟の運營に適合せしめ、生産力の擴充を達成するに於て、各種の纖維工業の本質及び產業地の實情に即し、大企業をして益々其の能率を増大せしめると同時に、特殊技能を有する中小企業をして各々其の特色を發揮せしめ、且つ我國產業の特徴たる家内工業の維持育成を期する。
 - (ロ) 從て企業合同に當つては、國策に即應する業態の維持發展を目指とし、特に地區については產業地の特殊事情を考慮し、徒らに形式的劃一に囚はれざることを要する。

二、整理統合の具體的基準

(イ) 整理統合の形態は資本關係と設備關係とを考慮し、買收若しくは合併により會社(株式會社、有限會社等)とするか、または組合組織とする。

(ロ) 企業合同の単位とすべき一定の生産力及び生産設備は、產業地の事情により必ずしも劃一的に決定するを要しないが、大體左記の標準によるものとする。

| | |
|-------------|--------|
| (一) 編 紡 織 績 | 五十萬錘以上 |
| (二) 編スフ織物 | 三百臺以上 |
| (三) 毛 織 物 | 百臺以上 |
| (四) 紬人絹織物 | 百臺以上 |
| (五) タ オ ル | 百五十臺以上 |

(ハ) 整理統合せる場合に於ては、共同購入、共同販賣、共同受註等による經營の合同が行はれるのは當然なるも、工業設備は必ずしも同一場所に集中せしむるを要せず、數工場に分散するも、また委任經營によるも差支なく、一貫作業及び共同設備は推奨すべく、なほ非能率設備は休止するか或ひは取換へることとする。

(ニ) 弱小企業たる力織機五臺未満の家族勞働力による所謂家内工業は組合組織となし、共同購入、共同販賣、共同受註等により經營を合理化するものとする。

金属機械工業協同體體制要綱

第一、金属機械工業協同體の業種別

金属機械工業協同體は(一)鐵鋼、(二)非鐵金屬、(三)機械器具、(四)金属製品の四大部門に分ちて全國總聯合協同體を組織し、更に各總聯合協同體に於て金属機械工業協同體の業種別を次の如く統合するものとする。

一、全國鐵鋼工業總聯合協同體

(一) 鐵鋼工業協同體

鐵鋼工業協同體は(一)精鍊、(二)材料(壓延、伸鐵等)、(三)鑄物、(四)鍛造の四基本業種別に統合して全國單位協同體を組織し、内部に四基本業種別による部門を設くるものとする。

(二) 特殊鋼工業協同體

特殊鋼工業協同體は(一)精鍊、(二)材料(壓延等)、(三)鑄物、(四)その他の製品の四基本業種別に統合して全國單位協同體を組織し、内部に四基本業種別による部門を設くるものとする。

(三) 非鐵金屬工業協同體

非鐵金屬工業協同體は(一)精鍊、(二)材料(伸銅等)、(三)鑄物、(四)鑄物以外の製品の四基本業種別に統合して全國單位協同體を組織し、内部に四基本業種別による部門を設け、更に各部門内に金屬別部門を設くるものとする。

(四) 輕金屬工業協同體

輕金屬工業協同體は(一)精鍊、(二)材料(筒線、棒、鋁等)、(三)鑄物、(四)鑄物以外の製品の四基本業種別に統合して、内部に四基本業種別による部門を設け、更に各部門内に金屬別部門を設くるものとする。

三、全國機械器具工業總聯合協同體

(五) 機械工業協同體

機械工業協同體は全國地區を單位として協同體を組織し、内部に大略重要機械製造事業別による部門を設くるものとする。但し企業の態勢又は企業地の事情に應じ適宜數府縣地區を單位とする協同體を組織し得るものとする。

下請工業は部分業種として道府縣單位に協同體を組織し機械工業協同體に綜合さるゝも、下請工場の親工場に対する從屬的關係は今後益々強化整備される傾向にあるを以て、必要により下請工場は親工場に專屬し得るものとする。

(六) 運搬機工業協同體

(イ) 道府縣單位又は地區單位運搬機工業協同體

運搬機工業協同體は道府縣單位又は地區單位に協同體を組織するものとするも企業地又は企業の事情に應じ適宜數府縣又は全國地區を單位とする協同體を組織し得るものとする。

單位協同體の内部には製品別(鐵道用車輛、自動車、自働三輪車、オートバイ、自轉車、輸送機、鐵造船舶、航空機、交通保安裝置等)により部門を設くるものとする。

下請工場の組織方針は前記機械工業協同體の場合に準ずるものとする。

(ロ) 全國運搬機工業聯合協同體

前項の道府縣單位協同體は聯合して全國聯合協同體を組織し、内部に製品別による部門を設くるものとする。

(七) 電氣機器及電氣通信機器工業協同體

(イ) 地區單位電氣機器及電氣通信機器工業協同體

電氣機器及電氣通信機器工業協同體は全國を東部地區及西部地區の二大ブロックに分ち、地區單位協同體を組織するものとする。地區別は福井、岐阜、愛知以東を東部地區、滋賀、三重以西を西部地區とする。

前記單位協同體は内部に製品別による部門を設くるものとする。

(ロ) 全國電氣機器及電氣通信機器工業聯合協同體

前項の地區單位協同體は聯合して全國聯合協同體を組織し、内部に同じく製品別による部門を設くるものとする。

(八) 農機具工業協同體

(イ) 市町村單位又は道府縣單位農機具工業協同體

農機具工業協同體は適宜市町村單位又は道府縣單位に協同體を組織するものとする。

(ロ) 道府縣及全國農機具工業聯合協同體

前項の市町村單位工業協同體は道府縣聯合協同體を、道府縣單位協同體と道府縣聯合協同體とは全國農機具工業聯合協同體を夫々組織する。

(九) 度量衡器及計器工業協同體

度量衡器及計器工業協同體は全國單位協同體として、内部に製品別(度量衡器、計器、時計、學術用機器等)により部門を設くるものとする。

四、金屬製品工業總聯合協同體

(一〇) 電線及電纜(架線金物を含む)工業協同體

電線及雷纜工業協同體は基本業種としては一つに統合して全國單位に協同體を組織するものとし、内部に製品別による部門を設くるものとする。

但し必要に應じ全國を東部地區（福井、岐阜、愛知以東）及び西部地區（滋賀、三重以西）の二大ブロックに分ち地區單位協同體を組織し全國單位協同體に綜合することを得。

(二) 電球及真空管工業協同體

(イ) 地區單位電球及真空管工業協同體

電球及真空管工業協同體は全國を東部地區及西部地區の二大ブロックに分ち、地區單位協同體を組織するものとする。

地區別は福井、岐阜、愛知以東を東部地區、滋賀、三重以西を西部地區とする。なほ當該工業の特殊事情により朝鮮及臺灣を夫々一地區として特に單位協同體を組織するものとする。

前記單位協同體は内部に製品別による部門を設くるものとする。

尙口金（再生口金を含む）導入線、電球ガラス、フィラメント（スペイナルを含む）電球着色工業等は部分業種として協同體を組織し基本業種たる單位協同體に綜合せらるものとする。

(ロ) 全國電球及真空管工業聯合協同體

前項の地區單位協同體は聯合して全國聯合協同體を組織し、内部に同じく製品別による部門を設くるものとする。

但し必要ある場合には地區別によらず直ちに全國單位に協同體を組織し得るものとする。

(三) 金屬雜製品工業協同體

(イ) 道府縣單位金屬雜製品工業協同體

金屬雜製品工業協同體は基本業種としては一つに統合し、道府縣若くは數府縣地區單位に協同體を組織するも企業の態勢又は企業地の事情に應じ適宜市町村或は數市町村地區單位の協同體をも組織し得るものとし、必要に應じ適宜内部に部門を設くるものとする。

尙市町村若くは數市町村地區單位協同體を組織する場合は聯合して道府縣聯合協同體を組織するものとする。

(ロ) 全國金屬雜製品工業聯合協同體

前項の道府縣或は數府縣地區金屬雜製品工業協同體は聯合して全國金屬雜製品工業聯合協同體を組織し、内部に道府縣單位金屬雜製品工業協同體と同じく必要に應じ適宜部門を設くるものとする。

第二、金屬機械工業協同體の統制

一、業者の統制

(イ) 業者は原則として一協同體に所屬するを以て足るものとする。

(ロ) 業者にして數業種に涉り一貫作業を營むものは、二種以上の種を營むものと同様と見做して、各業種毎に別個の協同體に所屬するを要し、各所屬協同體の統制に服するものとする。

二、協同體の統制

(イ) 協同體の縦及び横の統制は順次廣地域の單位若しくは聯合協同體を通じ、中央會及び同支部に於て一貫的且つ一元的に統轄されるものとする。

(ロ) 協同體の内部に部門を設くる場合には、部重相互の統制は協同體自體に於て一元的に統轄するものとす

る。

二二

三、輸出入の統制

(イ) 原材料輸入の統制は原則として金屬機械工業協同體に於て擔當して、貿易協同體と密接なる聯絡をとるものとする。特に必要ある場合にのみ貿易協同體をして當らしめる。

(ロ) 製品の輸出の統制は從來の機構及び運營に基き、金屬機械工業協同體若しくは貿易協同體に當らしめ、いづれも密接なる聯絡をとるものとする。

四、配給の統制

(イ) 原材料及び半製品配給の統制は原則として金屬機械工業協同體に於て擔當して、關係生產協同體と密接なる聯絡をとるものとする。特に必要ある場合にのみ配給協同體をして當らしむることを得。

(ロ) 製品配給の統制は從來の機構及び運營に基き、金屬機械工業協同體に於て擔當せるものを除き、之を配給協同體に於て當らしむるものとする。

第三、金屬機械工業協同體による整理統合

金屬機械工業協同體の確立により現在の金屬機械工業を整理統合し、以て計畫經濟の運營に適合せしめると共に生産力の擴充を達成せしめる。

一、整理統合の基本方針

(イ) 整理統合の目的は計畫經濟の運營に適合せしめ、生産力の擴充を達成するに於て、各種の金屬機械工業の本質及び產業地の實情に即し、大企業をして益々其の能率を増大せしめると同時に、特殊技能を有する中小企業をして各々其の特色を發揮せしめ、且つ我國產業の特徴たる家内工業の維持育成を期する。

二、整理統合の具體的基準

(イ) 從て企業合同に當つては、國策に即應する業態の維持發展を目標とし、特に地區については產業地の特殊事情を考慮し、徒らに形式的劃一に因はれざることを要する。

二、整理統合の具體的基準

(イ) 整理統合の形態は設備及び技術並に資本關係を考慮し、買收若しくは合同により會社（株式會社、有限會社等）とするか、または組合組織とする。

(ロ) 企業合同の單位とすべき一定の生産能力及び生産設備は、企業の態勢又は企業地の事情により必ずしも劃一的に決定するを要しないが、各種金屬機械工業の性質により經營上最も效果的且つ能率的な基準によるものとする。

(ハ) 整理統合せる場合に於ては、共同購入、共同販賣、共同受註等による經營の合同が行はれるのは當然なるも、工場設備は必ずしも同一場所に集中せしむるを要せず、數工場に分散するまた委任經營によるも差支なく、一貫作業及び共同設備は推奨すべく、なほ非能率設備は休止するか或ひは取換へることとなる。

(ミ) 弱小企業たる家族勞働力による所謂家内工業は必要に應じ組合組織となし、共同購入、共同販賣、共同受註等により經營を合理化するものとする。

化學工業協同體體制要綱

第一、化學工業協同體の業種別

化學工業協同體は(一)有機、(二)無機、(三)合成、(四)窯業の四大部門に分ちて全國總聯合協同體を組織し、更に各總聯合協同體に於て化學工業協同體の業種別を次の如く統合するものとする。

一、全國有機化學工業總聯合協同體

(一) 護謨工業協同體

護謨工業協同體は(一)再生ゴム、(二)ゴム製品の二基本業種別に統合して、全國單位協同體を組織し、二基本業種別による部門を設くるものとする。

前項の再生ゴム工業に對し護謨粉末工業は部分業種として道府縣單位に協同體を組織し、基本業種たる再生ゴム工業に統合するものとする。

(二) セルロイド工業協同體

セルロイド工業協同體は(一)セルロイド、(二)セルロイド製品の二基本業種別に統合して全國單位協同體を組織し、内部に二基本業種別による部門を設くるものとする。

尙樟腦工業は基本業種たるセルロイド工業に對し部分業種として府縣單位に組織し、セルロイド工業に統合するものとする。

(三) 油脂工業協同體

油脂工業協同體は基本業種としては一つに統合して全國單位に協同體を組織し、内部に製品別(植物性油脂、動物性油脂、礦物性油脂等)による部門を設くるものとする。

(四) 石鹼工業協同體

(イ) 道府縣單位石鹼工業協同體
石鹼工業協同體は道府縣單位に協同體を組織し、内部に製品別(工業用石鹼、家庭用石鹼等)による部門を設くるものとする。

但し必要により數府縣地區單位に協同體を組織し得るものとする。

(ロ) 全國石鹼工業聯合協同體

前項の石鹼工業協同體は聯合して全國石鹼工業聯合協同體を組織し、内部に製品別による部門を設くるものとする。

(五) 製紙工業協同體

製紙工業協同體は基本業種としては一つに統合し、全國單位協同體を組織し、内部に製品別(セロファンを含む)による部門を設くるものとする。

(六) 皮革工業協同體

(イ) 道府縣單位皮革工業協同體

皮革工業協同體は基本業種としては一つに統合して、道府縣單位に協同體を組織し、内部に製品別による部門を設くるものとする。

(ロ) 全國皮革工業聯合協同體

前項の道府縣單位の協同體は聯合して全國皮革工業聯合協同體を組織し、内部に製品別による部門を設くるものとする。

製革工業、革製品加工工業及タンニン工業等は部分業種として市町村、數市町村地區或は道府縣數府縣地區に夫々協同體を組織し、基本業種たる皮革工業協同體に統合するものとする。

(七) アセチレン工業協同體

アセチレン工業協同體は基本業種としては一つに統合し、全國單位の協同體を組織し、内部に製品別（カーバイト、醋酸、アセトン等）に部門を設くるものとする。

二、全國無機化學工業總聯合協同體

（八）工鹽工業協同體

工鹽工業協同體は基本業種としては一つに統合し、全國單位に協同體を組織し、内部に製品別（曹達、鹽素等）による部門を設くるものとする。

（九）石綿工業協同體

石綿工業協同體は（一）石綿（人造石綿を含む）、（二）石綿製品の二基本業種に統合して全國單位協同體を組織し、内部に二基本業種別による部門を設くるものとする。

（十）燐寸工業協同體

燐寸工業協同體は全國單位協同體として組織するものとする。

燐寸軸木工業は部分業種として産業地の事情に應じ道府縣又は數府縣地區を單位とする協同體を組織し、基本業種たる燐寸工業協同體に統合するものとする。

（十一）火藥工業協同體

火藥工業協同體は（一）火藥、（二）爆藥、（三）火工品の三基本業種に統合して全國單位協同體を組織し、三基本業種別による部門を設くるものとする。

（十二）工藥工業協同體

工藥工業協同體は（一）有機工藥、（二）無機工藥の二基本業種別に統合して全國單位工藥工業協同體を組織し、

内部に二基本業種別による部門を設くるものとする。

（十三）肥料工業協同體

肥料工業協同體は（一）無機質肥料、（二）有機質肥料の二基本業種別に統合して全國單位肥料工業協同體を組織し、内部に二基本業種別による部門を設くるものとする。

（十四）醫藥工業協同體

（イ）道府縣單位醫藥工業協同體

醫藥工業協同體は（一）局方藥、（二）新藥、（三）賣藥、（四）衛生材料の四基本業種別に統合して全國單位肥料工業協同體を組織し、内部に製品別により部門を設くるものとする。

（十五）電極工業協同體

電極工業協同體は基本業種としては一つに統合し全國單位に協同體を組織し、内部に製品別により部門を設くるものとする。

（十六）雜化學工業協同體

（イ）道府縣單位雜化學工業協同體

雜化學工業協同體は基本業種としては一つに統合し、道府縣若くは數府縣地區單位に協同體を組織するも產

業地の事情に應じ適宜市町村或は數市町村地區單位の協同體をも組織し得るものとし、必要に應じ適宜内部に部門を設くることを得るものとする。

尙市町村若くは數市町村地區單位協同體を組織する場合は聯合して道府縣聯合協同體を組織するものとする。

(ロ) 全國雜化學工業聯合協同體

前項の道府縣地區雜化學工業協同體は聯合して全國雜化學工業聯合協同體を組織し、内部に道府縣單位雜化學工業協同體と同じく必要に應じ適宜部門を設くるものとする。

三、全國合成化學工業總聯合協同體

(セ) 合成樹脂工業協同體

合成樹脂工業協同體(一)合成樹脂、(二)合成樹脂加工の二基本業種に統合し全國單位協同體を組織し、内部に品種別(石炭酸樹脂及尿素樹脂、カゼイン可塑物等)による部門を設くるものとする。

(ハ) 染料工業協同體

染料工業協同體は基本業種としては一つに統合し、全國單位協同體を組織するものとする。

前項の基本業種に對し染料中間物工業は部分業種として産業地の事情により道府縣又は數府縣地區を單位とする協同體を組織し得るものとし、全國單位染料工業協同體に統合するものとする。

(九) 塗料、顏料工業協同體

塗料、顏料工業協同體は基本業種としては一つに統合し全國單位の協同體を組織し、内部に製品別(塗料、漆、顏料、墨汁、印刷インキ等)による部門を設くるものとする。

四、全國窯業工業總聯合協同體

(一〇) 窯業工業協同體

(イ) 道府縣單位窯業工業協同體

窯業工業協同體は基本業種としては一つに統合して道府縣單位に協同體を組織し、内部に製品別(陶磁器、耐火物、耐酸物、琺瑯鐵器等)の部門を設くるものとする。尙産業地の事情に應じ適宜數市町村地區又は數府縣地區を單位とする協同體を組織し得るものとする。

(ロ) 全國窯業工業聯合協同體

前項の道府縣單位若くは數市町村地區又は數府縣地區單位の各工業協同體は聯合して全國窯業工業聯合協同體を組織するものとし、内部に同じく製品別による部門を設くるものとする。

(一) 硝子工業協同體

硝子工業協同體は(一)硝子、(二)硝子製品の二基本業種に統合して全國單位協同體を組織し、内部に基本業種別による部門を設くるものとする。

(二) セメント工業協同體

セメント工業協同體は基本業種としては一つに統合し、全國單位に協同體を組織し、内部に製品別(セメント、人造石等)による部門を設くるものとする。

第二、化學工業協同體の統制

一、業者の統制

(イ) 業者は原則として一協同體に所屬するを以て足るものとする。

(ロ) 業者にして數業種に涉り一貫作業を營むものは、二種以上の業種を營むものと同様と見做して、各業種毎に別個の協同體に所屬するを要し、各所屬協同體の統制に服するものとする。

二、協同體の統制

(イ) 協同體の縦及び横の統制は順次廣地域の單位若しくは聯合協同體を通じ中央會及び同支部に於て一貫的且つ一元的に統轄されるものとする。

(ロ) 協同體の内部に部門を設くる場合には、部門相互の統制は協同體自體に於て一元的に統轄するものとする。

三、輸出入の統制

(イ) 原材料輸入の統制は原則として化學工業協同體に於て擔當して、貿易協同體と密接なる聯絡をとるものとする。特に必要ある場合にのみ貿易協同體をして當らしむる。

(ロ) 製品の輸出の統制は從來の機構及び運營に基き、化學工業協同體若しくは貿易協同體に當らしめ、いづれも密接なる聯絡をとるものとする。

四、配給の統制

(イ) 原材料及び半製品の配給の統制は原則として化學工業協同體に於て擔當して、關係生產協同體と密接なる聯絡をとるものとする。特に必要ある場合にのみ配給協同體をして當らしむることを得。

(ロ) 製品配給の統制は從來の機構及び運營に基き、化學工業協同體に於て擔當せるものを除き、之を配給協同體に於て當らしむるものとする。

第三、化學工業協同體による整理統合

化學工業協同體の確立により現在の化學工業を整理統合し、以て計畫經濟の運營に適合せしめると共に生産力の擴充を達成せしめる。

一、整理統合の基本方針

(イ) 整理統合の目的は計畫經濟の運營に適合せしめ、生産力の擴充を達成するにあるを以て、各種の化學工業の本質及び產業地の實情に即し、大企業をして益々其の能率を増大せしめると同時に、特殊技能を有する中小企業をして各々其の特色を發揮せしめ、且つ我國產業の特徵たる家内工業の維持育成を期する。

(ロ) 從て企業合同に當つては、國策に即應する業態の維持發展を目標とし、特に地區については產業地の特殊事情を考慮し、徒らに形式的劃一に囚はれざることを要する。

二、整理統合の具體的基準

(イ) 整理統合の形態は資本關係と設備關係とを考慮し、買收若しくは合同により會社(株式會社、有限會社等)とするが、又は組合組織とする。

(ロ) 企業合同の單位とすべき一定の生産能力及び生産設備は、企業の大成又は企業の事情により必ずしも劃一的に決定するを要しないが、各種化學工業の性質により經營上最も效果的且つ能率的な基準によるものとする。

(ハ) 整理統合せる場合に於ては、共同購入、共同販賣、共同受註等による經營の合同が行はれるのは當然なるも、工場設備は必ずしも同一場所に集中せしむるを要せず、數工場に分散するも、また委任經營によるも差支なく、一貫作業及び共同設備は推奨すべく、なほ非能率設備は休止するか或ひは取換へることとする。

(ニ) 弱小企業たる家族勞働力による所謂家内工業は必要に應じ小組合組織となし、共同購入、共同販賣、共同受註等により經營を合理化するものとする。

食料品工業協同體體制要綱

第一、食料品工業協同體の業種別

食料品工業協同體は（一）醸造食料品、（二）加工食料品、（三）特殊食料品の三大部門に分ちて全國總聯合協同體を組織し、更に各種聯合協同體に於て食料品工業協同體の業種別を次の如く統合するものとする。

一、全國醸造食料品工業總聯合協同體

（一）醸油工業協同體

（イ）道府縣單位醸油工業協同體

醸油工業協同體は基本業種として一つに統合し縣單位に協同體を組織するものとするも產業地の事情により市町村單位に協同體を組織することを得る。

前項の單位協同體は内部に製品別（例溜又はソース）による部門を設くることを得。

（ロ）道府縣及全國醸油工業聯合協同體

前項の市町村單位醸油工業協同體は聯合して道府縣單位醸油工業聯合協同體を、道府縣單位醸油工業協同體と道府縣醸油工業聯合協同體とは聯合して全國醸油工業聯合協同體を組織するものとし内部に製品別による部門を設くることを得。

（二）味噌工業協同體

（イ）道府縣單位味噌工業協同體

味噌工業協同體は基本業種としては一つに統合し道府縣單位に協同體を組織するも產業地の事情により市町

村單位とする協同體を組織することを得。

（ロ）道府縣及全國味噌工業聯合協同體

前項の市町村單位味噌工業協同體は道府縣味噌工業聯合協同體を、道府縣單位味噌工業協同體及道府縣味噌工業聯合協同體は聯合して全國味噌工業聯合協同體を組織するものとする。

（三）酒造工業協同體

（イ）道府縣單位酒造工業協同體

酒造工業協同體は基本業種としては一つに統合し道府縣單位に協同體を組織するものとする。

（ロ）全國酒造工業聯合協同體

前項道府縣單位酒造工業協同體は聯合し全國酒造工業聯合協同體を組織するものとする。

（四）麥酒工業協同體

麥酒工業協同體は基本業種としては一つに統合し全國單位協同體を組織するものとする。

（五）製粉工業協同體

製粉工業協同體は基本業種としては一つに統合し全國單位協同體を組織するものとする。

（六）澱粉工業協同體

澱粉工業協同體は基本業種としては一つに統合し全國單位協同體を組織するものとする。

（七）製米工業協同體

（イ）道府縣單位製米工業協同體

製米工業は基本業種としては一つに統合し道府縣單位に協同體を組織するものとする。

(ロ) 全國製米工業聯合協同體

前項の道府縣單位協同體は聯合して全國製米工業聯合協同體を組織するものとする。

(八) 製麥工業協同體

(イ) 道府縣單位製麥工業協同體

製麥工業協同體は基本業種としては一つに統合し道府縣單位に協同體を組織するものとする。

(ロ) 全國製麥工業聯合協同體

前項の道府縣單位製麥工業協同體は聯合して全國製麥工業聯合協同體を組織するものとする。

(九) 製糖工業協同體

製菓工業協同體は基本業種としては一つに統合し道府縣單位に協同體を組織するものとする。

(一〇) 製菓工業協同體

製菓工業は基本業種としては一つに統合し道府縣單位に協同體を組織し内部に製品別による部門を設くるものとする。

尙製餉工業は部分業種として協同體を組織するも基本業種たる單位製菓工業協同體に綜合せられるものとする。

(ロ) 全國製菓工業聯合協同體

前項の道府縣單位製菓工業協同體は聯合して全國製菓工業聯合協同體を組織するものとし内部に製品別による部門を設くるものとする。



(一一) 壤罐詰工業協同體

(イ) 道府縣單位壤罐詰工業協同體

壤罐詰工業協同體は基本業種としては一つに統合し道府縣單位に協同體を組織するものとし内部に製品別による部門を設くるものとする。

(ロ) 全國壤罐詰工業聯合協同體

前項の道府縣單位壤罐詰工業協同體は聯合して全國壤罐詰工業聯合協同體を組織し内部に製品別による部門を設くるものとする。

(一二) 水產品工業協同體

(イ) 道府縣單位水產品工業協同體

水產品工業協同體は基本業種としては一つに統合し道府縣單位に協同體を組織し内部に製品別による部門を設くることを得。

(ロ) 全國水產品工業聯合協同體

前項の道府縣單位水產品工業協同體は聯合して全國水產品工業聯合協同體を組織するものとし内部に製品別による部門を設くることを得。

(三) 製茶工業協同體

製茶工業協同體は基本業種としては一つに統合し全國單位協同體を組織するものとする。

三、全國特殊食料品工業總聯合協同體

(四) 製水工業協同體

(イ) 道府縣單位製水工業協同體

製水工業は基本業種として一つに統合し道府縣單位に協同體を組織するものとする。

(ロ) 全國製水工業聯合協同體

前項の道府縣單位製水工業協同體は聯合して全國製水工業聯合協同體を組織するものとする。

(二五) 清涼飲料水工業協同體

(イ) 道府縣單位清涼飲料水工業協同體

清涼飲料水工業協同體は基本業種として一つに統合し道府縣單位に協同體を組織するも產業地の事情により市町村單位に協同體を組織することを得。

(ロ) 道府縣及全國清涼飲料水工業聯合協同體

前項の市町村單位清涼飲料水工業協同體は聯合して道府縣清涼飲料水工業聯合協同體を、道府縣單位清涼飲料水工業協同體と道府縣清涼飲料水工業聯合協同體は聯合して全國清涼飲料水工業聯合協同體を組織するものとする。

(二六) 特殊食料品工業協同體

(イ) 市町村單位及道府縣單位特殊食料品工業協同體

特殊食料品工業は前項の十五部門に屬せざる食料品工業にして之を一つの基本業種として統合し道府縣單位に協同體を組織するも產業地の事情により市町村單位に協同體を組織することを得るものとし内部に製品別による部門を設くることを得。

(ロ) 道府縣及全國特殊食料品工業聯合協同體

前項の市町村單位協同體は聯合して道府縣聯合協同體を、道府縣單位協同體と道府縣聯合協同體は聯合して全國特殊食料品工業聯合協同體を組織するものとし、内部に製品別による部門を設くるものとする。

第二、食料品工業協同體の統制

一、業者の統制

(イ) 業者は原則として一協同體に所屬するを以て足るものとする。

(ロ) 業者にして數業種に涉り一貫作業を營むものは、二種以上の業種を營むものと同様と見做して、各業種毎に別個の協同體に所屬するを要し、各所屬協同體の統制に服するものとする。

二、協同體の統制

(イ) 協同體の縦及び横の統制は順次廣地域の單位若しくは聯合協同體を通じ中央會及び同支部に於て一貫的且つ一元的に統轄されるものとする。

(ロ) 協同體の内部に部門を設くる場合には、部門相互の統制は協同體自體に於て一元的に統轄するものとする。

三、輸出入の統制

(イ) 原材料輸入の統制は原則として纖維工業協同體に於て擔當して、貿易協同體と密接なる聯絡をとるものとする。特に必要ある場合にのみ貿易協同體をして當らしめる。

(ロ) 製品の輸出の統制は從來の機構及び運營に基き、食料品工業協同體若しくは貿易協同體に當らしめ、いづれも密接なる聯絡をとるものとする。

四、配給の統制

(四) 製氷工業協同體

(イ) 道府縣單位製氷工業協同體

製氷工業は基本業種として一つに統合し道府縣單位に協同體を組織するものとする。

(ロ) 全國製氷工業聯合協同體

前項の道府縣單位製氷工業協同體は聯合して全國製氷工業聯合協同體を組織するものとする。

(五) 清涼飲料水工業協同體

(イ) 道府縣單位清涼飲料水工業協同體

清涼飲料水工業協同體は基本業種として一つに統合し道府縣單位に協同體を組織するも產業地の事情により市町村單位に協同體を組織することを得。

(ロ) 道府縣及全國清涼飲料水工業聯合協同體

前項の市町村單位清涼飲料水工業協同體は聯合して道府縣清涼飲料水工業聯合協同體を、道府縣單位清涼飲料水工業協同體と道府縣清涼飲料水工業聯合協同體は聯合して全國清涼飲料水工業聯合協同體を組織するものとする。

(六) 特殊食料品工業協同體

(イ) 市町村單位及道府縣單位特殊食料品工業聯合協同體

特殊食料品工業は前項の十五部門に屬せざる食料品工業にして之を一つの基本業種として統合し道府縣單位に協同體を組織するも產業地の事情により市町村單位に協同體を組織することを得るものとし内部に製品別による部門を設くることを得。

第二、食料品工業協同體の統制

一、業者の統制

(イ) 業者は原則として一協同體に所屬するを以て足るものとする。

(ロ) 業者にして數業種に涉り一貫作業を營むものは、二種以上の業種を營むものと同様と見做して、各業種毎に別個の協同體に所屬するを要し、各所屬協同體の統制に服するものとする。

二、協同體の統制

(イ) 協同體の縦及び横の統制は順次廣地域の單位若しくは聯合協同體を通じ中央會及び同支部に於て一貫的且つ一元的に統轄されるものとする。

(ロ) 協同體の内部に部門を設くる場合には、部門相互の統制は協同體自體に於て一元的に統轄するものとする。特に必要ある場合にのみ貿易協同體をして當らしめる。

(ロ) 製品の輸出の統制は從來の機構及び運營に基き、食料品工業協同體若しくは貿易協同體に當らしめ、いづれも密接なる聯絡をとるものとする。

四、配給の統制

(イ) 原材料及び半製品配給の統制は原則として食料品工業協同體に於て擔當して、關係生産協同體と密接なる聯絡をとるものとする。特に必要ある場合にのみ配給協同體をして當らしむることを得。

(ロ) 製品配給の統制は從來の機構及び運營に基き、食料品工業協同體に於て擔當せるものを除き、之を配給協同體に於て當らしむるものとする。

第三、食料品工業協同體による整理統合

食料品工業協同體の確立により現在の食料品工業を整理統合し、以て計畫經濟の運營に適合せしめると共に生産力の擴充を達成せしめる。

一、整理統合の基本方針

(イ) 整理統合の目的は計畫經濟の運營に適合せしめ、生産力の擴充を達成するに於て、各種の食料品工業の本質及び產業地の實情に即し、大企業をして益々其の能率を増大せしめると同時に、特殊技能を有する中小企業をして各々其の特色を發揮せしめ、且つ我國產業の特徵たる家内工業の維持育成を期する。

(ロ) 從て企業合同に當つては、國策に即應する業態の維持發展を目標とし、特に地區については產業地の特殊事情を考慮し、徒らに形式的劃一に囚はれざることを要する。

二、整理統合の具體的基準

(イ) 整理統合の形態は資本關係と設備關係とを考慮し、買收若しくは合併により會社(株式會社、有限會社等)とするか、または組合組織とする。

(ロ) 整理統合せる場合に於ては、共同購入、共同販賣、共同受註等による經營の合同が行はれるのは當然なるも、工場設備は必ずしも同一場所に集中せしむるを要せず、數工場に分散するも、また委任經營によるも差支なく、一貫作業及び共同設備は推奨すべく、なほ非能率設備は休止するか或ひは取換へることとする。

昭和十六年二月二十八日印刷
昭和十六年三月三日發行

發行者

圓 地 興 四 松

頒價貳拾錢
(送料共)

製本控

133函

360號

年

月

日

町二丁目十六番地
政 一

町二丁目十六番地
刷 所

町二丁目十六番地

協議會

[三四五六〇番
京七五六七二番]

備考



(イ) 原材料及び半製品配給の統制は原則として食料品工業協同體に於て擔當して、關係生産協同體と密接なる聯絡をとるものとする。特に必要ある場合にのみ配給協同體をして當らしむることを得。

(ロ) 製品配給の統制は從來の機構及び運營に基き、食料品工業協同體に於て擔當せるものを除き、之を配給協同體に於て當らしむるものとする。

第三、食料品工業協同體による整理統合

食料品工業協同體の確立により現在の食料品工業を整理統合し、以て計畫經濟の運營に適合せしめると共に生産力の擴充を達成せしめる。

一、整理統合の基本方針

(イ) 整理統合の目的は計畫經濟の運營に適合せしめ、生産力の擴充を達成するに於て、各種の食料品工業の本質及び產業地の實情に即し、大企業をして益々其の能率を増大せしめると同時に、特殊技能を有する中小企業をして各々其の特色を發揮せしめ、且つ我國產業の特徴たる家内工業の維持育成を期する。

(ロ) 從て企業合同に當つては、國策に即應する業態の維持發展を目標とし、特に地區については產業地の特殊事情を考慮し、徒らに形式的劃一に囚はれざることを要する。

二、整理統合の具體的基準

(イ) 整理統合の形態は資本關係と設備關係とを考慮し、買收若しくは合併により會社(株式會社、有限會社等)とするか、または組合組織とする。

(ロ) 整理統合せる場合に於ては、共同購入、共同販賣、共同受註等による經營の合同が行はれるのは當然なるも、工場設備は必ずしも同一場所に集中せしむるを要せず、數工場に分散するも、また委任經營によるも差支なく、一貫作業及び共同設備は推奨すべく、なほ非能率設備は休止するか或ひは取換へることとする。

昭和十六年二月二十八日印刷
昭和十六年三月三日發行

發行者 圓 地 與 四 松

頒價貳拾錢
(送料共)

不
許
複
製

印 刷 者 篠 倉 政 一
東京市京橋區漢町二丁目十六番地

印 刷 所 第 一 印 刷 所

東京市京橋區漢町二丁目十六番地

東京市日本橋區兜町一丁目八番地(東株ビル)
工業組合中央會内

電話茅場町 (66) 二四三五〇番
振替金口座 東京七五六七二番

發行所

工業組合中央統制協議會





終